

大量保有報告書 変更報告書 No. 1
(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	15	B	25 26

関東財務局長 殿

氏名又は名称 藤木 利明



印

報告義務発生日 平成 15年 2月 4日

住所又は本店所在地 大阪市中央区北浜2丁目6番6号 5F

平成 15年 2月 10日 提出

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	南野建設株式会社	会社コード	1783	頁 / 総 頁	1/3
		※1 上場	② 店頭		
上 場 証 券 取 引 所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌			提 出 者 及 び 共 同 保 有 者 の 総 数	1名
本 店 所 在 地	大阪府大阪市北区芝田2-2-1 新梅田ビル			提 出 形 態 (ホ)	※ 1 連 名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())

フリガナ(カタカナ)
氏名又は名称 エバーリンク エンタープライゼス リミテッド

フリガナ(カタカナ)
住所又は本店所在地 エイリョウバージンシヨトウ
英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、私書箱3152

フリガナ(カタカナ)
旧氏名又は名称

フリガナ(カタカナ)
旧住所又は本店所在地 〒

個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)	
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称	
	職 業		勤務先住所	

法 人	設立年月日	14年 11月 22日	(フリガナ)		代表者役職
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④平成		代表者氏名	チャン カー シー	ダイレクター

人 事 業 内 容 投資

事務上の連絡先
及び担当者名 大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番6号 5F
フジキ総合事務所 藤木 利明

電話番号 06 (6222) 1707

3 保有目的

資産運用のための純投資

第一号様式(2)

発行会社の 会社コード	1783
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 3
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	エバーリンク エンタープライゼス リミテッド
-----------------------	------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	1,000,000株	株	株						
新株引受権証券	A 株	/	G 株						
新株予約権証券	B 22,500,000株		H 株						
新株予約権付社債券	C 株		I 株						
対象有価証券カードラント	D		J						
株券預託証券									
株券関連預託証券	E		K						
対象有価証券償還社債	F		L						
合計	M 23,500,000株	N 一株	O 一株						
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 一株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成15年2月4日現在)</td> <td>S 17,928,513株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の 株券等保有割合 ($Q/(R+S) \times 100$)</td> <td>58.13%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td>59.36%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成15年2月4日現在)	S 17,928,513株	上記提出者の 株券等保有割合 ($Q/(R+S) \times 100$)	58.13%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	59.36%
発行済株式総数 (平成15年2月4日現在)	S 17,928,513株								
上記提出者の 株券等保有割合 ($Q/(R+S) \times 100$)	58.13%								
直前の報告書に記載 された株券等保有割合	59.36%								
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 23,500,000株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 22,500,000株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成15年1月11日	新株予約権証券	24,000,000株	※ ① 取得 2 処分	-
平成15年1月23日	株券(新株予約権の行使により取得)	500,000株	※ ① 取得 2 処分	26円
平成15年1月29日	株券(新株予約権の行使により取得)	1,000,000株	※ ① 取得 2 処分	26円
平成15年2月4日	株券	500,000株	※ 1 取得 ② 処分	40円
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

発行会社の 会社コード	1783
----------------	------

頁 / 総頁	3 / 3
--------	-------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	エバーリンク エンタープライゼス リミテッド
-------------------------	------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当事項はありません。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	T	26,000千円
------------	---	----------

借入金額計 (千円)	U	-
------------	---	---

その他 (具体的に) 新株予約権の権利行使による

その他金額計 (千円)	V	-
-------------	---	---

取得資金合計 (T+U+V) (千円)	26,000千円
------------------------	----------

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当事項はありません。				※12	
2					※12	
3					※12	
4					※12	
5					※12	
6					※12	
7					※12	
8					※12	
9					※12	
10					※12	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Everlink Enterprises Limited with its principal office at P.O.Box 3152, Road Town, Tortola, British Virgin Islands (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Toshiaki Fujiki, of Fujiki sougou jimusho with offices at 5F Crystal Tower 2-6-6 Kitahama Chuo-ku Osaka Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the company has caused this Power of Attorney to be executed this 15th day of January, 2003.

Everlink Enterprises Limited

陳 永 輝

Name: Chan Ka Si

Title: Director

委任状

英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、私書箱 3152 に住所を有するエバーリンク エンタープライゼス リミテッド（以下「当社」という。）は、大阪府大阪市中央区北浜 2 丁目 6 番 6 号クリスタルタワー 5F に事務所を有するフジキ総合事務所の藤木利明を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録にしている株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は 2008 年 / 月 15 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

エバーリンク エンタープライゼス リミテッド

陳 永 獅

氏名 チャン カー シー
役職 ダイレクター